

台湾・香港向け情報発信業務委託 質問に対する回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 8 企画提案の審査・方法 (2) 選定委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングについて	プレゼン時、スクリーン等画面共有する機材がご提供いただけるか。提出物の印刷物の持参は必要か。説明用に提案した内容を補足する意味での資料を提示することは許容されるか。	プレゼンテーション審査では、投影機材を用意しますので、印刷物の持参は不要です。 説明時には、企画提案書の提出期限までに提出いただいた資料のみで説明をお願いします。
2	実施要領 6 企画提案書の提出等	提出物のファイルについて（任意様式）とありますが、書式（ドキュメント縦横サイズ、レイアウトの縦横）のご指定、フォントサイズの指定はございますか？	書式やフォントの指定はありませんが、PDF データでの提出をお願いします。
3	実施要領 6 企画提案書の提出等	（様式6）業務実施体制調書には、当社人員のほか協力会社を掲出するのも問題ないか。	問題ございません。
4	仕様書 8 効果測定の設定	インフルエンサーによる情報発信の KPI の達成に関して、投稿に対して広告の配信などを利用することも可能か。	広告配信を妨げるものではありません。業務目的を達成するために有効な情報発信をご提案ください。
5	仕様書 9 成果物の提出	「インフルエンサーが情報発信時に利用した素材（二次利用可能なもの）」とあるが、これは加工・編集前の写真、動画素材も含まれるか。また、二次利用の際はインフルエンサーのクレジット表記を依頼することは可能か。	情報発信に使用した加工・編集後の素材のみで問題ございません。 クレジット表記が不要な素材を想定しております。